

公益財団法人山田長満奨学会倫理規程

<前 文>

公益財団法人山田長満奨学会(以下、「奨学会」という。)は、その設立の趣意に基づき、国際社会で活躍し貢献する人材育成に関する事業を行い、世界の平和及び経済成長並びに人々の幸福に寄与することを目的として、一貫した事業活動を続けてきた。

奨学会は、厳正な倫理に則り、構成かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、本規程を制定した。

奨学会のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、本規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 奨学会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 奨学会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 奨学会は、関連法令及び奨学会の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 奨学会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 奨学会の役職員は、その職務の執行に際し、奨学会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他奨学会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 奨学会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 奨学会は、業務上知り得た個人的な情報の保護万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 奨学会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 奨学会は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月18日評議員会議決)